参考様式第5－1号

※今回の協議等により変更した箇所は、下線で表示します。

栃 市 農 振 第 ３ ０ ９ 号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ２ ４ 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長　琴寄　昌男

市町村名 （市町村コード）	栃木市 （09203）
地域名 （地域内農業集落名）	大宮地区 （大宮町、平柳町、今泉町、仲仕上町、藤田町、久保田町、宮田町、旭町、本町、城内町、神田町、高谷町、樋ノ口町、沼和田町、片柳町、平井町、薗部町、箱森町） （旭町、城内北部、城内南部、印役、北城、本宿、大宮2、塚田、小舟、久保田、藤田、宮田、仲仕上、今泉、宮本、田中、平柳3、古宿西、古宿東、高谷、樋ノ口、沼和田、片柳、平井、薗部、箱森西部、箱森東部）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月19日 （第4回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が約8割と高齢化が進んでいる。また、地区内の8割強で土地改良事業が完了しているが、市街化区域に近接し土地改良事業が実施されていない地域も存在している。
・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。
・耕作地が分散しているため、効率が上がらない。
・人手不足を訴えている農家が多いが、季節による作業量のムラから通年雇用が難しい事情がある。
・畦畔の草刈りを負担に感じている農家が多い。
・農家の戸数が減っており、担い手が不足している。
・小作料が高く、適正か分からない。土地改良区の賦課金が重い。
【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】
農業者:227人(うち60歳未満45人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)3経営体

（2）　地域における農業の将来の在り方

担い手やその他の規模拡大志向農業者に農地の集積・集約を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
・スマート化、農地の集積集約、土地改良事業(再整備)などによる労働負担の軽減や効率化。
・〇収益性の高い作物の導入や米の輸出、6次産業化による所得の向上。
・地域内での協力や若い担い手の確保により、円滑な世代交代。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	619 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	619 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

　農地中間管理機構を活用して、担い手やその他の規模拡大意向農業者に農地の集積・集約を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。
・地域座談会等の情報共有や情報交換できる場を定期的（年2～3回）に開催し、話合いによって農地を集約する。
・☆農業者の法人化に向けて既存法人との連携や人材育成、若手農業者とのマッチング等をシステム化し、新たな法人に農地を集積集約する。

（2）農地中間管理機構の活用方針

　地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を勘案し、段階的に集約化を進める。
・農家の利便性向上と手続きの簡素化を働きかけていく。

（3）基盤整備事業への取組方針

・土地改良区の再編を働きかけ、◎ほ場や農業生産施設の再整備を検討する。
・水利費等への補助を要望していく。
・作業や栽培管理の共同実施を検討する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

・担い手の法人化を進める。
・農協などの関係機関と協力し、研修生の受け入れなど後継者の育成を進めるとともに、就農者に斡旋する農地をまとめて確保しておく。
・6次産業化について研究する。
・農業後継者が情報交換等のために集まる場を作る。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・栽培ノウハウや作業量を地域内で共有し、共同での作業や労働力を融通する仕組みを検討する。
・多面的支払交付金などを活用し、地権者に除草の協力を求める。

（6）遊休農地の解消に向けた取組方針

今後検討

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③〇スマート農業を推進し、スマート機械による作業協力や作業委託先のマッチングを円滑にし、水田の水位管理や、用排水路清掃の省力化を進める。
⑦〇水路の維持管理を地域全体で行う。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農業用施設の増設や集約化を進める。
⑨畜産農家と仲介する仕組みを構築し、WCS等の飼料作物の生産拡大を図る。

参考様式第5－1号

※今回の協議等により変更した箇所は、下線で表示します。

栃 市 農 振 第 １ １ ４ 号
令 和 ８ 年 ６ 月 ２ ３ 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長　琴寄　昌男

市町村名 （市町村コード）	栃木市 （09203）
地域名 （地域内農業集落名）	皆川地区（皆川城内町、柏倉町、小野口町、志鳥町、岩出町、大皆川町、泉川町、新井町） （北柏倉、南柏倉、三五、中央、城下北、城下南、荒宿、鳥砂、城南、東北、西大皆川、東大皆川、泉川、西新井、東新井、岩出、志鳥、東小野口、西小野口）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月23日 （第4回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が9割弱と高齢化が非常に進み、後継者となる担い手も確保されていない。また、農林統計上の中山間地域に位置付けられ、土地改良事業の受益地が区域内の農用地等面積の2割弱であり整備が進んでいない。
・水利、ほ場の形状や区画、農道など耕作条件に不満を抱えている農家が多い。
・草刈りを負担に感じている農家が多い。
・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。
・耕作地が分散しているため、効率が上がらない。
・地域の協力が無くなってきている。
・作物の販売先に課題を抱えている農家がいる。
【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】
農業者:161人(うち60歳未満19人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体

（2） 地域における農業の将来の在り方

地区内の担い手と併せて、新規就農者や企業参入を想定し農地の集約や情報提供に努める。
・☆土地改良、農地の集積・集約、スマート化などによる効率化や労働負担の軽減、休日の確保。
・集落営農組織による共同作業や機械の共同利用、作業受託。
・高く売れる農産物の生産と農産物価格の自己決定。農産物のブランド化。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		446 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	446 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・地域座談会等の情報共有や情報交換できる場を定期的に開催し、地権者の理解を深めるとともに、話合いによって農地を集約する。 ・☆土地改良事業を実施し、担い手が耕作しやすい農地を整備する。 ・農地中間管理機構を活用して、農地の貸し借りを取りまとめる。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・農家の利便性向上と手続きの簡素化を働きかけていく。 ・地域内で農地バンクの認知度と仕組みに対する理解度を上げ、活用率を向上させていく。 ・農地バンク活用時の助成や、小作料の標準化などを働きかけていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
・☆地域の合意を取り付け、農地の大区画化や水利・農道の整備を進める。 ・費用負担の少ない整備方法を検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・加工所や直売所など、個々の技術・知識・経験を活かし、様々な形で農業に関わることができる仕組みを検討する。 ・地域農業の担い手として集落営農に取り組み、オペレータ等として非農家や兼業農家も関わることができるようにする。 ・汚い、きついといった農業へのイメージを払拭し、気持ちよく作業ができる環境を整える。 ・☆皆川中学校を活用した直売所・加工施設・食堂の設置や、共同利用する農業用機械の保管・レンタル事業、商業施設への売込を行い、販売ルートを開拓する。 ・定期的にイベントを開催し、農産物の販売を行う。直売所等で規格外品の販売も行う。 ・〇若者や農業に興味がある者へ営農や農業機械に関する無料講座・体験学習会を開催する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・栽培ノウハウや作業量を地域内で共有し、共同での作業や労働力を融通する仕組みを検討する。 ・〇多面的支払交付金などを活用し、地権者に除草の協力を求める。
（6）遊休農地の解消に向けた取組方針
今後検討

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域で協力して獣害被害が拡大しないよう防止柵を設置する。
⑧ライスセンター、〇ミニカントリーエレベーターの設置を要望していく。
⑨畜産農家と仲介する仕組みを構築する。
⑩高収益作物のため、畑地化への支援を要望していく。

参考様式第5－1号

※今回の協議等により変更した箇所は、下線で表示します。

栃 市 農 振 第 ３ ０ １ 号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ４ 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長　琴寄　昌男

市町村名 （市町村コード）	栃木市 （09203）
地域名 （地域内農業集落名）	吹上地区（吹上町、細堀町、木野地町、川原田町、野中町、宮町、千塚町、大森町、仲方町、梓町） （吹上2、吹上1、吹上新道、松原、細堀、木野地西、木野地東、川原田東、川原田前野、川原田南、川原田北、梓、仲方、大森、野中東、野中西、野中上、宮1、宮2、千塚東、千塚西）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月2日 （第5回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が8割強と高齢化が進んでいる。また、区域内の農用地等面積の5割弱が土地改良済である。
・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。
・草刈りを負担に感じている農家が多い。
・耕作条件に不満を抱えている農家がいる。
・耕作地が分散しているため、効率が上がらない。
・農地を手放し、リタイアしたいと考えている農家がいる。
【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】
農業者:192人(うち60歳未満32人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)4経営体

（2）　地域における農業の将来の在り方

地区内の担い手に農地を集積するとともに、地区外からも規模拡大志向農業者や新規就農者の受入れを促進していく。
・土地改良(区画の拡大)、農地の集積・集約などによる効率化や労働負担の軽減。
・農産物が高く売れ、安定した収入が得られる農業経営。
・農業法人と個人経営体が共存し、農地の貸し借りが円滑に行える地域。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		436 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	436 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・土地改良事業を実施し、担い手が耕作しやすい農地を整備する。 ・地域座談会等の情報共有や情報交換できる場を定期的に開催し、個ではなく全体で考えて賃借料金の一律化を図るなどにより農地を集約化する。 ・土地条件の良し悪しによらず、集積する方法を考える。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・農家の利便性向上と手続きの簡素化を働きかけていく。 ・地域内で農地バンクの認知度と仕組みに対する理解度を上げ、活用率を向上させていく。 ・農地バンク活用者への助成の創設などを働きかけていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
・地域の合意を取り付け、農地の大区画化や水利・農道の整備を進める。 ・開水路の堀さらいなどの日常的なほ場管理について、土地改良区や地域住民と協力して実施する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・後継者育成に向けた補助事業等の簡素化・拡充を働きかけていく。 ・☆法人化や集落営農組織を立ち上げ、若い人が農業に参入しやすい環境を整備する。 ・地域外の担い手（法人）を呼び込む。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・小作料や作業委託料の統一や明確化。 ・〇地域農業の担い手として集落営農を設立し、共同作業に取り組んでいく。
（6）遊休農地の解消に向けた取組方針
今後検討

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①JAと協力して獣害被害の防止に取り組む。
①◎獣害から優良農地を守るため、計画区域外の農地を設定し、その管理方法を考える。
⑧ライスセンターの設置を要望していく。

参考様式第5－1号

※今回の協議等により変更した箇所は、下線で表示します。

栃 市 農 振 第 ２ ３ ８ 号
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ５ 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長　琴寄　昌男

市町村名 （市町村コード）	栃木市 （09203）
地域名 （地域内農業集落名）	寺尾地区（尻内町、梅沢町、大久保町、鍋山町、星野町、出流町） （出流、星野、門沢、寺尾熊下、根古谷、新宿、大久保、尻内東部、尻内西部、下梅沢、上梅沢）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月25日 （第5回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当地域は、農林統計上の中山間地域に位置付けられ、区域内の農用地等面積の5割弱が土地改良済である。60歳以上の農業者が約8割と高齢化が進み、担い手や規模拡大意向の農家が少なく、地域外からの担い手を検討する必要がある。
・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰や小作料など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。
・獣害や耕作放棄地から伸びてくる笹・雑草等に悩まされている農家が多い。
・耕作地が分散しているため、効率が上がらない。
・石・礫の多い土壌、脆弱な水路、高低差があり畦畔が多いなどほ場の条件に不満を抱えている農家が多い。
・担い手が不足しており、野菜農家が水田の管理を依頼されている状況。
【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】
農業者:119人(うち60歳未満23人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体

（2） 地域における農業の将来の在り方

地区内の担い手に農地を集積するとともに、地区外からも規模拡大志向農業者や新規就農者の受入れを促進していく。
・農地を集約・集積し、自動運転やスマート技術により効率化・省力化した農業。
・農産物が高く売れ、安定した収入により、兼業農家を含めた農家戸数が維持されている。
・営農集団での共同作業。
・職業体験や食育、地産地消などの実施により、地域内の繋がりを深める。
・農工商で連携し、農業に関わる人間を増やす。
・◎耕作するところ、しないところを区分する(すべての農地を維持するのは難しい)。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		292 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	292 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。
営農型太陽光設備設置事業者が主体となり開催した協議の場において、区域内に当該設備を設置することについて地域の合意を得たケースが、R7年度は1件あった。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・地域座談会等の情報共有や情報交換できる場を定期的に開催し、話合いによって農地を集約する。 ・農地の保全が難しい地域のため、☆草刈りや獣害対策を地域で行っていく。 ・◎耕作条件の悪い農地や獣害がひどい農地、耕作放棄地など、受け手がいない場合はエリアを区切って地域でできる粗放的な管理を検討する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・地域内で農地バンクの認知度と仕組みに対する理解度を上げ、活用率を向上させていく。 ・相対で貸借しているを地域内で把握し、地権者に農地バンクの利用を働きかける。
（3）基盤整備事業への取組方針
・畑地や採草牧草地など、傾斜地の活用も含めた畦畔の少ない土地改良事業。 ・スマート農業機械の導入を視野に入れたGPS基地局の設置。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・移住してくる◎新規就農者に、地域として手厚く支援する仕組みを検討する。 ・有機農業に取り組んでいる農家が核となって、減農薬、有機農法のモデルを検討する。 ・地域や農業の魅力を知ってもらい、農業への入り口として、市民農園に取り組む。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域農業の担い手として集落営農を設立し、共同作業に取り組んでいく。
（6）遊休農地の解消に向けた取組方針
今後検討

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①☆獣害対策にスマート機械を取り入れ、地域活動をPRして協力者を増やしていくとともに、補助事業を要望していく。
②減農薬等のモデルを共有するとともに、従来の農法との違いについて勉強会等を開催し、環境保全型農業の周知と理解の深化を図っていく。

参考様式第5－1号

※今回の協議等により変更した箇所は、下線で表示します。

栃 市 農 振 第 ２ ６ ５ 号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ ３ 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長　琴寄　昌男

市町村名 （市町村コード）	栃木市 （09203）
地域名 （地域内農業集落名）	国府地区（惣社町、柳原町、大塚町、大光寺町、田村町、寄居町、国府町） （上区、中区、癸生、宿、柳原、東区、西区、南区、円光寺、大光寺、田下、田本、本郷、平六、宿、萱場）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月20日 （第4回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が約8割と高齢化が進み、後継者となる担い手も不足しているが、2つの農業生産法のほか複数の個人担い手が農地を集積している。また、土地改良事業の受益地が区域内の農用地等面積の6割強を占める。
・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。
・耕作地が分散しているため、効率が上がらない。
・草刈りを負担に感じている農家が多い。
・規模拡大による合理化を進めてもなお、水利費や農産物価格、農業資材等経費面での課題を抱えている農家が多い。
・土地改良未整備や農道など耕作条件に不満を抱えている農家がある。
・近年では、獣害を受けるほ場が増えてきている。
・行政やJAに対し、指導体制が悪い、補助金が使いにくい、施策の変動が多く将来を見通せないなどの不満を抱えている農家がある。
【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】
農業者:225人(うち60歳未満45人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)7経営体

（2） 地域における農業の将来の在り方

担い手の中でも特に耕作面積の大きい2法人に農地を集約しながら、その他の規模拡大志向農業者にも集積・集約を進める。さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
・〇土地改良、農地の集積・集約、スマート化などによる効率化や労働負担の軽減、休日の確保。
・◎集落営農組織や農業法人による共同作業や機械の共同利用、作業受託。
・農産物価格の適正価格での取引を働きかけていく。
・地産地消や食育活動により地域の活性化、農業の楽しさを知ってもらうことで新規就農者を増加。
・行政やJA等に対し、補助事業や農業支援サービス事業の拡充を働きかけていく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		787 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	787 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手やその他の規模拡大意向農業者に農地の集積・集約を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。
・☆地域座談会等の情報共有や情報交換できる場を定期的に開催し、行政の情報提供や支援を活用しながら話合いによって農地を交換して集約を進める。
・〇畦畔を撤去し、区画拡大による集約化を進める。
・農地の流動化がスムーズに行われるよう、手続きの簡素化等を働きかけていく。

（2）農地中間管理機構の活用方針

・農家の利便性向上と手続きの簡素化を働きかけていく。
・小作料の標準化を農業委員会に働きかけ、権利設定しやすい環境を整える。
・栃木市農業公社が農地の受け手となる事業を実施できるよう働きかけていく。
・現状は借り手が決まっている場合のみ農地バンクを活用できるが、斡旋もできるよう働きかけていく。

（3）基盤整備事業への取組方針

・〇基盤整備事業の再整備を視野に、農地の大区画化や水利・農道の整備を進める。
・スマート農業の導入やパイプラインの設置により水管理を行う。
・◎営農活動に伴う権利や負担との整合を図りつつ、効率的かつ合理的に作業するため、土地改良区単位で営農集団を設立する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

・◎地域農業の担い手として集落営農に取り組み、作業の共同化、新規就農者へのサポート体制、後継者育成などに取り組む。
・地域の特産物を検討する。
・農村生活体験村を創り、宿泊（民泊）や日帰り農業体験者を受け入れる（インバウンド、不登校児童・学生、学校の農作業体験、都市からの2拠点移住者）。
・さとのば大学の地域留学キャンパスを作り、学生を受け入れる。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・◎地域農業の担い手として集落営農を設立し、共同作業や機械の共同利用に取り組んでいく。
・市、農協、土地改良区、県、認定農業者による第三セクターを設立する。

（6）遊休農地の解消に向けた取組方針

今後検討

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域で獣害対策に取り組む。
②減農薬・減肥料を検討していく。
③スマート農業を推進し、水田の水位管理やドローンの活用により省力化を進める。
⑧カントリーエレベーターや生産物の自動選果施設の設置を要望していく。
⑨畜産農家と仲介する仕組みを構築する。